

一般社団法人 全日本テコンドー協会 選手及びコーチ旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会(以下、「当法人」という。)が実施する日本代表合宿及び日本代表選手大会派遣(以下「本事業」という。)に参加する選手及び労務を提供するコーチ(トレーナーその他支援スタッフを含む。以下同じ。)の旅費(以下、「旅費」という。)の支給に関して必要な事項を定める。

(旅費の区分と種類)

第2条 旅費は、次のとおり区分する。

- (1) 国内における本事業参加のための旅費
- (2) 国外における本事業参加のための旅費

2 旅費は、前項(1)にあつては、交通費、宿泊費及び日当(旅行雑費)から成るものとし、前項(2)にあつては、交通費、渡航費、滞在費、借損料及び日当(旅行雑費)から成るものとする。

(国内における本事業参加のための旅費の計算)

第3条 国内における本事業参加のための旅費は、次に掲げる旅費の種類に応じ、それぞれ次に定める方法によって計算する。

(1) 交通費

居住地から目的地までの合理的な経路及び交通手段によるものとし、各交通手段利用の場合の金額は、以下に定めるところによるものとする。

- ① 鉄道運賃は、次のとおりとする。
 - (a) 旅客運賃(座席指定料金を含む。)
 - (b) 急行料金(片道50キロメートル以上の場合に限る。)
 - (c) 特別急行料金(片道60キロメートル以上の場合に限るものとし、グリーン料金を除く。ただし、新幹線にあつては片道100キロメートル以上とする。)
- ② 航空運賃は、エコノミークラスの料金とする。
- ③ 船舶運賃は、2等運賃とする。
- ④ バスの運賃は、実費とする。
- ⑤ タクシーの運賃は、実費とする。ただし、タクシー利用については、必要やむを得ない理由がある場合に限るものとし、かつ強化本部長の承認を得なければならない。
- ⑥ 車賃は、1km(1km満たない端数は切り捨て)あたり37円で計算する。道路通行料、駐車場代は車賃とは別に実費を負担する。ただし、自家用車の利用は、本事業に必要な物品を運搬するために必要な場合のみ利用できるものとし、かつ強化本部長へ報告しなければならない。

(2) 宿泊費

実費とする。

ただし、1泊当たり12,000円を限度とするが、特に必要があると認められた場合には、管理本部長の承認を得て、上記限度額を超える実費とすることができる。

(3) 日当（旅行雑費）

謝金規程の定めるところによる。

(国外における本事業参加のための旅費の計算)

第4条 国外における本事業参加のための旅費を当法人が負担することとなる場合における当該旅費は、次に掲げる旅費の種類に応じ、それぞれ次に定める方法によって計算する。

(1) 交通費

居住地から最寄りの国際空港までの合理的な経路及び交通手段によるものとし、各交通手段利用の場合の金額は、以下に定めるところによるものとする。

① 鉄道運賃は、次のとおりとする。

(a) 旅客運賃（座席指定料金を含む。）

(b) 急行料金（片道50キロメートル以上の場合に限る。）

(c) 特別急行料金（片道60キロメートル以上の場合に限るものとし、グリーン料金を除く。ただし、新幹線にあつては片道100キロメートル以上とする。）

② 航空運賃は、エコノミークラスの料金とする。

③ 船舶運賃は、2等運賃とする。

④ バスの運賃は、実費とする。

⑤ タクシーの運賃は、実費とする。ただし、タクシー利用については、必要やむを得ない理由がある場合に限るものとし、かつ管理本部長の承認を得なければならない。

⑥ 車賃は、1km（1km満たない端数は切り捨て）あたり37円で計算する。道路通行料、駐車場代は車賃とは別に実費を負担する。ただし、自家用車の利用は、本事業に必要な物品を運搬するために必要な場合のみ利用できるものとし、かつ管理本部長の承認を得なければならない。

(2) 渡航費

① 航空運賃は、エコノミークラスの料金とする。ただし、フライト時間が6時間を超え、かつ、会長が認めた場合には、ビジネスクラスの料金とすることができる。

② 国内空港施設利用料、海外空港税、海外旅行保険料、査証代、超過手荷物料金及びこれらに類する費用は、実費とする。

(3) 滞在費

宿泊代の実費とする。ただし、1泊当たり、宿泊日の為替レートで円貨に換算して20,000円を限度とする。ただし、特に必要があると認められた場合は、管理本部長の承認を得て、上記限度額を超える実費とすることができる。

(4) 借損料

バス・トラック・レンタカー・タクシーの借り上げは、実費とする。ただし、必要やむを得ない理由がある場合に限り、かつ管理本部長の事前の承認を得なければならない。

(5) 日当（旅行雑費）

謝金規程の定めるところによる。

(旅費の前払い)

第5条 旅費は、必要に応じ、管理本部長の承認を得て前払いすることができる。

(旅費の金額の特例)

第6条 常務理事会は、オリンピック及びパラリンピック競技大会等の国際競技大会の開催地への出張、物価水準が著しく低い地域への出張、その他の特別な事情がある出張に関しては、第3条又は第4条の規定にかかわらず、旅費を適切な金額まで増額し又は減額することができる。

(雑則)

第7条 前条までに定めるもののほか、選手等が本事業に参加をする場合における旅費の取扱いに関して必要な事項は、常務理事会の承認を得て、事務局が定める。

附則〔平成27年1月14日制定〕

平成27年1月14日の平成26年度第7回理事会において承認されたこの規程は、同日から施行する。

附則〔平成27年2月7日改正〕

- 1 平成27年2月7日の平成26年度第5回総会において承認された第2条第2項、第3条及び第4条の規定の改正（次項において「平成26年度第5回総会改正」という。）は、同日から施行する。
- 2 平成26年度第5回総会改正による改正後の第2条第2項、第3条及び第4条の規定は、平成27年1月14日以後に行う出張について適用する。
- 3 前項の規定に係わらず、当法人の財政事情を考慮し、当分の間、第3条（1）及び（3）の規定は適用しないものとし、同条（2）の規定のただし書きは無いものとする。

附則〔平成29年5月12日改正〕

平成29年5月12日に成立した理事会みなし決議において承認された本規程の名称及び第1条の改正は、同日から施行する。

附則〔平成29年11月11日改正〕

平成29年11月11日の平成29年度11月定例理事会において承認された第1条から第7条の改正は同日から施行する。

附則〔平成30年5月19日改正〕

平成30年5月19日の定例理事会において承認された第3条及び第4条の改正は同日から施行する。

附則〔平成30年9月15日改正〕

平成30年9月15日の定例理事会において承認された第3条の改正は同日から施行する。